

選考委員会による役員選出規程

本会役員を選出は以下の通りとする。

第1条（選出対象役員）

本規程における役員とは本会会則第7条及び細則第14条で定める本部役員（会長・副会長・庶務・会計）のこととする。

第2条（周知及び対象者）

本規程に基づく役員選出に関する周知及び対象者は実施年度の1～5年生の保護者（会員）とする。

2、翌年度入学予定の新1年生保護者への周知等については第5条で定めることとする。

第3条（選出方法）

1、10月頃～立候補者及び推薦の一次募集開始。（11月中旬締め切り）

推薦については推薦者（推薦する側）の記名がないものは無効とし、推薦理由についても任意記入を求めることとする。

2、一次募集で候補者となった全ての人に意思確認をしたうえで、定数に満たない場合は11月末頃～立候補者及び推薦の二次募集を開始する。（12月中旬締め切り）

3、二次募集で候補者となった全ての人に意思確認をしたうえで、定数に満たない場合はその結果について全ての会員に公表する。

4、二次募集をしたうえでも定数に満たない場合は、不足人数を公開のくじ引きにて選出することとする。

第4条（くじ引き方法）

1、次年度の役員候補選出対象者（以下、選出対象者）に、くじ引き開催日時及び場所等を一斉に通知する。当選した場合にはすみやかに連絡が行く旨も伝える。

2、選出対象者の各ID番号（くじ番号）を文書にて各々通知する。

3、選出対象者とは、1～5年生の保護者のうち入学時に提出している「委員登録カード」
※1で次年度に◎もしくは○をつけていて過去に役員及び委員経験がない人・過年度に◎もしくは○をつけていて過去に役員及び委員経験がない人とする。

4、多摩市立小学校PTA連絡協議会役員」及び「多摩市立小学校PTA連絡協議会推薦委員」は就任年度から11年間は本人の希望がある場合くじ引き対象から除外する。

5、2月中旬 くじ引きを公開で実施する。

6、くじ引きで選出する人数は定数に満たない人数と最低限の補欠数であり、詳細については次表のとおりとする。

| | |
|-------------------|---------|
| 定数に1満たない場合（7名選出済） | くじ引数 2 |
| 定数に2満たない場合（6名選出済） | くじ引数 3 |
| 定数に3満たない場合（5名選出済） | くじ引数 5 |
| 定数に4満たない場合（4名選出済） | くじ引数 6 |
| 定数に5満たない場合（3名選出済） | くじ引数 8 |
| 定数に6満たない場合（2名選出済） | くじ引数 9 |
| 定数に7満たない場合（1名選出済） | くじ引数 11 |
| 定数に8満たない場合（0名選出済） | くじ引数 12 |

7、当選者にはすみやかに通知、必要事項等伝達する。

8、選出対象者が事情により辞退した場合は、当該年度の委員選出も辞退したものと判断する。

(※1) 現「委員登録カード」は令和2年度入学者より「役員・委員登録カード」へ名称変更。

第5条（新1年生保護者への対応）

翌年度入学予定の新1年生保護者へは、2月頃に実施される新入生説明会にて周知及び立候補募集を開始する。（3月末締め切り）

2、在校生に兄弟がいる新1年生保護者の立候補は第3条と同様とする。

3、第3条での選出で既に定数に達しているにも関わらず、新入生説明会后、新1年生保護者から立候補があった際は新1年生のクラス数×1名まで役員候補として受け入れることとし、それ以上の立候補があった場合は立候補者間の話し合いまたは抽選で決めることとする。

第6条（規程の改廃）

本規程の改廃は、運営委員会の同意を必要とする。

附則

改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

本規程は令和元年10月19日より実施する。

令和2年6月5日運営委員の承認で一部改正。

令和4年12月19日運営委員の承認で一部改正。（第4条-4追加。）